

審査基準（有料公園施設の利用の許可）

処分の内容	有料公園施設の利用の許可
根拠法令等	前橋市公園条例
条項	第8条第2項
条文	(有料公園施設) 第8条 2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
対象となる 有料公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋公園の日本庭園和室及び野外ステージ ・敷島公園のつり堀池及び緑化相談所 ・大胡ぐりーんふらわー牧場のバンガロー
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理の面から当該施設の利用を制限又は禁止している場合でないこと。 2 施設を占有する場合において、別の利用(予定)があり、施設の利用ができない場合でないこと。 3 参加人数が施設内に収容できるものであること。 4 内容が住民の休息、鑑賞、遊技、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。 5 入場料等を徴収する場合は、料金が適正であること。 6 公衆の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある催しについては許可しないこと。 7 都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある催しについては許可しないこと。 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。 9 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。 10 過去の開催された催し等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加するものでないこと。